

平成29年6月三種町議会定例会会議録

平成29年6月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	吉田正秋	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年6月12日(月)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	請願・陳情等常任委員会付託
日程第6	議案の上程 議案第44号～諮問第3号 (提案理由の説明・町長)
日程第7	一般質問

平成29年6月13日(火)

日程第7	一般質問
------	------

平成29年6月14日(水)

日程第8	議案第44号	三種町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第9	議案第45号	三種町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第46号	三種町犯罪被害者等基本条例の一部改正について
日程第11	議案第47号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰入について
日程第12	議案第48号	平成29年度三種町温泉事業特別会計への繰入について
日程第13	議案第49号	平成29年度三種町一般会計予算の補正について
日程第14	議案第50号	平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第15	議案第51号	平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第16	議案第52号	平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第17	議案第53号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第18	議案第54号	平成29年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
日程第19	議案第55号	平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第20	議案第56号	三種町教育委員会の委員の任命について
日程第21	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第22	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 2 3 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 2 4 請願・陳情委員長報告、審議処理  
日程第 2 5 発議第 2 号 議員派遣の件について  
日程第 2 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件  
追加日程第 1 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件  
追加日程第 2 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件  
追加日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の件  
追加日程第 4 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件

一、本日の会議に付した事件  
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成 2 9 年 6 月 1 3 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 9 時 5 9 分 開会）

議長（金子芳継）  
おはようございます。  
本日の会議を開きます。  
本日の出席議員数は 1 7 名であり、定足数に達しております。  
本日の一般質問に入る前に、委員会条例第 8 条の規定により昨日広報広聴常任委員会を開催し、委員長及び副委員長が選出されております。  
書記から報告させます。

議会事務（桜庭勇樹）  
局長 ご報告いたします。  
お手元に配付しております資料のとおり、広報広聴常任委員会委員長、大澤和雄議員、副委員長、後藤栄美子議員。以上です。

議長（金子芳継）  
報告を終わります。  
日程第 7、昨日に引き続き一般質問を行います。  
昨日、5 番、清水議員からの質問に対し、答弁が保留されております。町民生活課長より答弁を求めます。町民生活課長。

町民生活（川村義之）  
課長 おはようございます。  
それでは、5 番、清水議員のきのう保留しておりました悪臭防止法の権限移譲で、地域指定等の件についてお答えいたしたいと思っております。  
まず、県より平成 2 6 年 9 月 3 0 日に町に権限移譲をされております。その内容については、悪臭防止法の第 3 条、それから第 4 条、第 5 条、第 6 条と第 2 1 条が権限移譲を受けております。  
また、きのう、県の環境管理課に確認したところ、第 3 条の地域指定については、町単独で地域の指定は可能であるということでありました。ただ、

三種町全体もしくは地域を指定した場合に、例えば浜田地区を除いた地区においても、三種町管内においては現在大規模に行っている畜産農家もおります。また、個人経営で行っている小規模の畜産農家に対しても配慮しなければならないと、そういうことも考えられますので、今回地域の指定を行うことについては、より慎重な対応が求められると思います。

あわせて、秋田県内においては昭和 4 0 年以降、悪臭にかかわる地域指定をした事例がないとのことでありました。したがって、地域の指定についてはもう少し研究した上で、より慎重な対応をしていきたいと考えております。

議長（金子芳継）  
5 番、清水議員、質問ありますか。5 番。  
5 番（清水欣也）  
この項目に関して保留しておりましたので、若干質問をしたいと思っております。

なぜ私この地域指定の問題を取り上げたか、その理由を申し上げます。  
今、担当課で養豚場の進出をしてくるこの問題に先駆けて、一生懸命頑張っております。非常に私は評価をしております。一生懸命取り組んでおります。特にこの協定案が示されましたけれども、この協定案は私は非常に評価しております。よくここまで頑張ったと思います。他県あるいは他市町村の協定書と比較しても、遜色ない十分なものだとは私は評価しております。

ただ、それではこの協定案が果たして守られるだろうか、そうなった場合に、私は非常に疑問を感じております。これはちゃんと守ってくれればいいですけども、果たして今までの経緯からいって守られるだろうか。特に悪臭基準、あれが果たしてどのような分析ができるのか。検査の時期的な問題、方法の問題、それから相手からの事前申し出の問題、いろんなことがあります。これは実際に私は不可能だと見ているんですよ。それやこれやで、つまりあの協定というのは果たして守られるだろうかという、そういう非常に疑念を感じております。

そこで、二重防護策を考えなければならないと思っているわけですよ。その一つとして、いわゆる規制を取り入れると、そういう考え方なんです。今、我々が養豚場に向けられる規制をとにかくいっぱい集めよう、そういう考え方あります。その一つとして、地域指定を考えざるを得ない。これは確かに一旦出発して、その結果これではとてもだめだと思った際に、そのときに初めて網をかけるという、そういう手続に入るという、そういうことでもいいですよ。ただし、そういうことを念頭に置いて、この問題を考えていただきたいと、そういう主張でございます。

それから、この二重防衛策のもう一つとしては、苦情対策の仕組みをしっかりを整えるという、そういうことでございます。こういう意味もあってこれを主張しているんですが、例えば今までももう何十年もたってしまって、

あの協定すらみんな頭の中になかったわけですよ。今回も、この協定書ができて何年かすれば、5年も10年もすれば恐らくほとんど忘れてしまうんじゃないかと思うんですよ。特に町の業務として、課長もかわれば担当もかわる、そうするともう、今だからこそこうやって集中して物事に対応しているわけですけども、5年も10年もしたらもう役場の職員だって忘れてしまいますよ。そういうことを防ぐために、苦情処理体制というのを仕組みとして残しておくということなんですよ。そうすると、誰にかわってもその仕組みを運用しなければならなくなるから、いやが応でもこの問題に携わっていかなければならなくなるという、そういう判断でございます。だから、私は苦情処理体制というのは物すごく大事だと。今言った意味においても大事だし、それから事業者を、変な言葉で表現をすればうまくないかもしれませんが、引きずり込むという、そういう狙いもあるわけですよ。なので、苦情処理体制というのは非常に大事です。そういう話であります。

そして、そのイメージとしては、黒鉱の処理対策がありますよね。今、公害の黒鉱の協議会があります。あれと全く同じではないですけども、あれは町が結局自分たちに抑制をかけるためにああやっているわけですけども、ちょっと内容が違いますけれども、イメージとしてはああいうものを考えているわけです。ですから、ぜひこの地域指定の話もそうですが、一旦これを執行してみて、これではだめだということであれば、私はそういうような規制をしてまでも相手に対してプレッシャーをかけていかないと、また今までと同じような結果になる、そういう意味でこの地域指定の問題を取り上げたわけでございます。

いずれそうなった場合は検討するぞという心構えと、それから苦情処理体制、この2つの点についてひとつどなたかお答えいただきたい。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（三浦正隆）

この問題は大変、仮に豚舎ができた場合、今後何十年も続く問題でありますので、議員のご指摘にもありましたけれども、町の職員が忘れるということは、そういう協定書の存在を忘れることはないと思いますけれども、ただそういう懸念があるとすれば、例えば予算づけをしながら、そういう対策協議会なるものを設けながら、ひとつやっていきたいなと思っています。昨日も壇上で答弁しましたけれども、そういう協議会の案も考えておりますので、予算をつけて、委員を任命させていただいて、この問題については常時検討できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

以上で5番、清水議員の一般質問を終わります。

引き続き、14番、堺谷議員からの質問に対しての答弁保留に対し、福祉課長より答弁を求めます。福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

きのうの介護保険の施設数についてお答えいたします。

特別養護老人ホームが3施設、老人保健施設が1施設、グループホームが12施設、計16の施設がございます。以上です。

議長（金子芳継）

堺谷議員、質問ありませんか。（「ありません」の声あり）

以上で14番、堺谷議員の一般質問を終わります。

次に、16番、平賀 真議員。16番。

16番（平賀 真）

それでは、私からさきに通告しております3点の件につきまして、町長の考えを聞きたいと思います。

1点目でございます。

介護予防事業の現状とこれまでの実績をお伺いいたします。

町では、介護が必要な方に対し、さまざまな事業を実施されております。要介護にならない健康な日常生活を送れるように、予防事業にも力を入れていると認識しております。事業内容、参加人数をお伺いいたします。具体的な実績はあらわしにくいと思いますが、顕著な事例があるかお伺いいたします。

また、民間事業者による介護予防事業の内容と実績をお伺いいたします。委託に関する町の考え方もあわせてお伺いいたします。

2点目でございます。

医食同源、高齢者世帯に対してどのような取り組みが行われているのか、お伺いいたします。

医療行為、介護事業も大切ではありますが、健康な体を維持していくのには運動はもちろんのこと適正な食事をとることも大事な要因であります。高齢者世帯、特にひとり暮らしの場合、食事が不規則になり、食材も偏っている方がいらっしゃるようであります。町では実態を把握されているのか、お伺いいたします。

配食サービスの充実、食事内容の指導、勉強会等を実施する考えはあるのか、お伺いいたします。

3点目でございます。

景勝地の保全活動を強力に推進し、観光資源として活用すべきではないかということでございます。

町の総合計画、基本理念1に「自然と共生し、心豊かな活力あるまちづくり」とあります。主要施策として「自然環境の保全」「景観・環境美化」ともあります。具体的に専門的知識を有する方に診断、指導、助言等を受けたことはこれまでであるのか、お伺いいたします。

また、町の景勝地の実情をどのように認識されているのか。景勝地を観光資源、交流人口増に生かすための今後の取り組みを具体的にお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）  
16番、平賀 真議員の壇上での質問が終わりました。  
当局より答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）  
おはようございます。  
16番、平賀議員のご質問にお答えいたします。  
町で実施している介護予防事業についてですが、平成28年度実績では介護予防教室開催回数が93回ございました。延べ参加者数は1,834人となっております。主な事業としましては、転倒などによる寝たきり予防を目的とした「いきいき元気塾」を旧町単位で月1回通年開催しているほか、認知予防を目的とした教室、それからテーマ別介護予防教室等を開催しております。  
事業の顕著な効果としましては、今年度4月号広報にも掲載しておりますとおり、「らく膝教室」参加者の方で、膝に痛みや違和感があることで長年正座できなかった方が、正座できるようになった例がございます。また、足腰が丈夫になって、旅行にも出かけられるようになったなどの効果も見られております。  
次に、事業の委託状況についてですが、大潟村にあります株式会社ピーベリーさんに委託しております。当事業所は、介護予防教室に健康運動指導士を講師として派遣し、講話や日常生活に係る筋力アップの実技で豊富な経験があるほか、事業の実施に当たっては高齢者に対する配慮や専門知識を有しております。実績と経験がある事業者が近隣市町村に少ないことから、当事業者に委託しているものでございます。  
次に、高齢者世帯の食に関してお答えします。  
配食サービスの目的は、定期的に栄養のバランスのとれた食事の配達を行うとともに、その安否を確認することにより、日常生活の自立の支援を図ることとされております。  
ひとり暮らしの場合など、食事が不規則になり、食材も偏っている方の実態を町が把握しているかのご質問でございますが、現状では町として正確な実態を把握しているわけではございませんけれども、ひとり暮らし高齢者は定期的に民生児童委員の方が見守りを続けており、食事など生活に不便を感じている方がおられれば、民生児童委員を通じ、町及び三種町社会福祉協議会等に連絡が入り、配食サービスなどそれぞれ必要なサービスに結びつくような体制は整えていると考えております。  
次に、配食サービスの拡充でございますけれども、利用者から社会福祉協議会に対し拡充の要望は特にはないと聞いておりますし、調理スペース、調理人員、配達ボランティアなどを考慮いたしましても、現時点では拡充するには無理があると考えております。  
また、食事内容の指導であります。利用者の要望から、ボリューム感が

あり、かつ魚と肉は必ず入れた手づくりでと、そしてまた家庭の味を大切にしたい弁当を心がけております。

また、調理員につきましては、秋田県福祉保健人材センターが主催する調理員技術研修に参加し、栄養的な要素も含めた実技研修を受講しております。

最後に、平賀議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

町内には豊かな自然の中に広がる美しい風景が多くあり、この中には日本海や八郎潟、海岸沿いにある松林、快水浴百選に選ばれている釜谷浜海水浴場や石倉山公園、惣三郎沼公園、羽根川森林公園、房住山、そして森岳温泉郷など、地域の固有の景勝地があります。

このような景勝地においては、これまで景観を保全するために松くい虫の防除や被害木の伐採、桜のテングス病にかかっている枝の剪定や草刈り等の手当てを行ってきており、関係施設においては利便性を損なわないよう施設の維持補修にも努めてきているところであります。

また、クリーンアップの実施や不法投棄対策を行い、景観の保全を図ってきております。

議員のご質問であります具体的に専門的知識を有する方に診断、指導、助言等を受けたことはあるかというご質問につきましては、景勝地に対して専門的知識を有する方から診断や指導、助言を受けたことはございませんけれども、町としましては第2次総合計画の施策項目にあるように、豊かな自然環境の保全と共生並びに景観、環境美化の推進に取り組んでいき、この豊かな自然や景勝地を次世代に引き継いでいかなければならないと考えております。

また、景勝地は議員がご質問されましたとおり、町の貴重な観光資源でもあります。町では、釜谷浜及びその周辺の松林や石倉山公園における健康増進のためのクアオルトの実施や、房住山山開き、サンドクラフト、森岳温泉夏祭りなど、景勝地における各種イベントを開催し、町の観光資源を町内外にPRするとともに、交流人口の拡大を図ってきております。

今後は、町内景勝地の景観を損なうことがないように、引き続き景勝地の保全や施設の維持・整備に努め、そしてより多くの方に景勝地を訪れていただけるよう、各種団体とも共働しながらイベント開催などを行い、交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

議長（金子芳継）  
当局の答弁が終わりました。  
16番、平賀 真議員の再質問を許します。

16番（平賀 真）  
それでは、順に再質問をさせていただきます。  
まず、1点目でございます。  
介護予防事業につきまして、具体的な点を何点かお伺いいたします。  
先ほど町長から教室が93回、延べ1,834人の受講であったというこ

とでございますが、実際現在介護認定の中で要支援1と2の方は何人いらっしゃるのか、もし数字的にわかりましたらお願いいたします。

議長（金子芳継）  
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）  
お答えいたします。

平成29年5月末の数字ですが、要支援1の方が157名、要支援2の方が167名でございます。

議長（金子芳継）  
16番。

16番（平賀 真）

先ほどの介護教室に参加された方の中で、要支援1・2に該当している方とかはわかりますか。恐らく名簿とかはそれぞれの教室によってですので、先ほどの膝の痛い方ぐらいですと要支援1・2には該当していないかと思えます。ということは、本来は要介護の認定にならないための予防ですので、今後は1・2の方に重点的に受講してもらおうような形で、本来はこの1と2の方が次年度の介護認定の審査のときにもう健常者といいたいでしょうか、1・2から外れるのが理想でありますので、今年度はそういった方々にご案内を差し上げて、参加率等を把握して、そういった形で実績を積み上げていくのもよろしいかと思えます。

先ほど委託先は大潟村のピーベリーで、そういった教室を指導する方に委託をして実施されているようでございますけれども、能代市とかでは既に始めているんですけれども、要はもっと専門的な、専門的というのはこういった教室の指導ではなくて、要介護認定の方々が言ってみれば医療行為、リハビリでも結構です、そういった専門的な知識を持った方々のところで、俗に言いますと短期通所という言い方がありますが、そういった事業に取り組むお考えがあるのかどうか、お伺いいたしたいと思えます。当然通所でございます。よろしく申し上げます。

議長（金子芳継）  
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）  
お答えいたします。

多分本年度から始まる介護の総合事業の件だと思われま。29年4月から介護のほうで予防の総合事業が始まりますけれども、三種町としては29年4月から1年間をかけて町内全域で総合事業へ移行していきたいと思っております。徐々に移行するわけでございますので、3月31日以前に要支援の認定を受けた方は4月1日以降は新たに認定を受けるまでは従来の介護予防サービスを利用していただく、通所、訪問関係でございますが、更新後は総合事業のサービスを利用するということとなります。

総合事業の内容としましては、訪問型サービスですとか通所型、介護ケア

マネジメント、介護予防の把握事業など、いろいろ介護予防のために行う事業がさまざまございますが、町内の事業所との兼ね合いもあります。やれる事業所さんは名乗りを上げて町と契約という形になりますので、やれる事業所さんと話し合うことも一つですし、あとは事業の委託料の単価の決め方ということもございまして、そこら辺は今後名乗りを上げた事業所さんとの協議で、三種町はその事業を拒否するわけではございませんけれども、単価等の兼ね合い、それからやれる事業所さんがどのくらいあるのかという問題もございまして、この1年をかけて詰めていきたいと、そう考えております。

議長（金子芳継）  
16番。

16番（平賀 真）

介護予防事業というのは、本来介護保険の軽減といいたいでしょうか、国保も同じなんですけれども、やはり健康で長生きして、町では本当にクアオルトを初め施策をやって、十分評価するものでございますが、町で平成28年度に行ったというのは、言ってみれば入口と申しましょか、そういった形できっかけづくりではなかったかと思えます。要支援1・2の方々は、一概に1と2になってはいますが、300人の方々一人一人にもカルテを書くとしたら、それぞれ人によって違うと思えます。要は個々に対して、この方はこういった指導、こういった形での運動能力の機能とか、食事とか、いろいろケース・バイ・ケースが出てきますので、できますればこういった専門的知識のある方々、当然リハビリもあるでしょうし、疾患のほうもあるでしょうから、そういったものを集中的に組んで、週1回とか、3カ月単位でやるようすけれども、短期的にやるとその成果というのはすぐ如実に出てくると思えます。どうかひとつ、今年度いっぱいというような形ですけれども、もう能代市さんはスタートしていますので、早目に取り組んで、民間のほうに募集をかけたならどれぐらいの方々が応募してくるのか、または町から働きかける、各老人施設、デイサービスの中でもしかなかったらできる場所もあるかもしれませんので、早急に取り組んでいただくように要望したいと思います。

それでは、次に2点目でございます。

食事ということでございますが、先般ワイドショーとかテレビの中で高齢者の食事に対しての話題、チェックリストまで上げてやっておりました。九十何歳で元気な方の食事の内容を見ますと、肉は必ず食べているとか。家族に囲まれている方は食べなさいというふうになりますが、やはり先ほど申しましたように高齢者のみの所帯、もしくはひとり暮らしというのはどうしても食事に対する意欲といいたいでしょうか、少なくなるのは当然ではないかと思えます。

先ほど配食サービスのところで、社協のほうには特に現在配食サービスを受けている方々からもう一回ふやしてもらえないかという要望がないという

ことでしたけれども、恐らく中には遠慮している方もいらっしゃると思うんです。本当は毎日でも届けてもらいたいのだけれども、確かに食材料ということで1回400円は払っておりますけれども、それをボランティアの方々が玄関に来て安否を確認しながら会話をしながら届けてくれるというのも、サービスを受けている方はもうわかっているはずですので、俗に言う遠慮ということもあるかもしれません。

それで、私ごめんなさい、勉強会と言ったのは配食サービスを担当する方の勉強会ではなくて、言ってみれば介護予防と同じように高齢者の方々、たまに男性のみの料理教室というのは見かけますけれども、そういった方々に対して町の管理栄養士さんの書いたものを配って、食事指導というものはできるかどうか。民生委員の方々が訪問しながら、食事の内容をチェックシートにチェックするとか、食事に対する指導等を個別もしくは介護予防の中でも取り入れてみてはどうかということでございます。もう一度答弁をお願いいたします。

議長（金子芳継）  
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

ひとり暮らし高齢者につきましては、配食も見守りもしておりますけれども、民生児童委員の方も定期的に見回っております。食事面だけではなくて、町長答弁にもありましたがいろんな生活上の悩みとか、体のこととか相談を受けると、社会福祉協議会なり町なりに連絡が来まして、さまざまなサービスに結びつけております。ただ、配食、食事の面の勉強会とかというのは、民生委員さんの負担も大きくなる関係上、今のところは考えておりません。

議長（金子芳継）  
16番。

16番（平賀 真）

先ほども言いましたように、介護予防事業の中で食事の大切さと言いましようか、そういったところも今後カリキュラムの中に入れていただければと思います。

それでは、3点目の景勝地についてお伺いいたします。

町長の行政報告にもありましたように、これまで4年間、フォトコンテストを行いまして、今後絵はがきとかいろんなものに活用していくということでございましたが、この4年間のフォトコンテストにかかった経費といたしましようか、最優秀賞の賞金から参加賞からいろいろ含めて総額幾らぐらいかかったものでしょうか。担当にお伺いいたします。

議長（金子芳継）  
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（吉田正秋）  
お答えいたします。

最優秀賞が10万円、優秀賞が5万円、審査員特別賞が2万円、入選が1万円で6件となります。年間23万円の4年間となりますので、92万円の賞金となっております。

議長（金子芳継）  
16番。

16番（平賀 真）

この写真を見まして、本当に素晴らしいところでございます。撮影場所を見ますと、先ほど町長が申し上げたところがほとんどでございます。あとは季節ごとの推移もでございます。要は四季を通じて素晴らしいところ、また芸術文化等のもも観光には役立つものかと思えます。

診断等を受けたことはないということでございますが、せっかくこれだけの宝物がありながら、もしこの写真をガイドマップに添付しながら、虫はここでとったんだとかというものをきちんとした形でやると、やはり「行ってみたいな」と思う人がいらっしゃるかと思えます。しかしながら、行ったところが実は、写真というのはどうしてもその瞬間を切り取るものですから、そのときそのときのイメージ、天気によって全く印象が違ってきますが、やはり保全ということになりますと人の手を加えていかなければならないものかと思えます。

今年度の予算でも、石倉山等の松くい虫の事業、伐倒薫蒸が行われておるようですが、多分補助事業でございまして、それぞれルールがあって、切り倒したところに積み上げて、薬をかけて、シートをかけなければいけないというのは十分わかりますけれども、それが言ってみれば未来永劫というか、ビニールシートが破れて残骸的なものまでそこに置いておかなければいけないものなのか。そしてまた、普通の山林と景勝地、散策路、石倉山の中とか、そのところを規制を解除してもらおうとか、そういうところの交渉はこれまでなされたものかどうか、あわせてお伺いいたします。

議長（金子芳継）  
農林課長。

農林課長（眞川信一）  
お答えします。

回答になるかどうかわかりませんが、林に関しては砂防林とか保安林、これがいわゆる規制のかかっている林でございまして、その2つが主なものでございます。

議長（金子芳継）  
16番。

16番（平賀 真）

私が質問しているのは、石倉山のような景勝地、散策路とかアカマツを伐倒して、ビニールシートをかけて、ナンバーをつけてある、実際見ればわかると思いますがたくさんあります。何十本とあるんですけれども、それをそこに置かなければいけないと言いましようか、理由があるんでしょうか。

ども、そういった規制を景勝地であるがゆえに外して、そのものを別の場所へ、言ってみればバイオマスとか、処理できないものか。要は景勝地の保全ですね、できないものかというのを伺っています。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

石倉山公園の松くい伐倒に関しましては、数年前からの懸案で、その都度対応してきたわけですが、一方で法律といいますか制度のもとに松くい虫に侵された樹木を伐倒すると。それを規制するというふうなことです。ではないですか。（「要は切った後の、シートをかけてなぜそこに置かなければいけないかということです」の声あり）

切った後の景勝が非常に悪くなるということですね。はい。

薫蒸と申しまして、松を切って玉切りに重ねておきまして、それをビニールで覆います。中で薫蒸を行いまして、一冬置くわけです。そうしますと、中に虫がおるわけですが、それが死んでしまうということで、あそこに白いカバーを敷いて、まとめておるわけです。

議長（金子芳継）

16番。

16番（平賀真）

それはわかります。それを当然一冬置いてもいいんですけれども、景勝地の中で、ミズバショウの生えているところにぼんと置いてシートをかけなければいけないのかと。もう少し山の反対側とか、人が歩かないところとかでできないか。一冬過ぎたものは、薫蒸が終わってれば撤去していいのではないかと思うんですが、シートが破けて、切ってから十何年もたつような形で残っているというのはいかがかなと思ひまして。私が聞きたいのは一冬で済むのか、もう未来永劫そこで土に戻るまで置いておかなければいけないという何か補助の関係があるのかなというのも聞いているんですけれども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

失礼しました。

議員おっしゃられるように、チップ工場に搬出して引き取ってもらうというのが一番いいわけです。景観上、ミズバショウが生えているところに白い塊があるのは、いかにも見苦しいということで、クアオルトのコースにもなっておりますので、この春先、5月に農林課のほうで危険な積み方をしている伐倒した薫蒸のところがなくかチェックしました。危険な箇所が全部で4カ所、それと景観を損なっている箇所が26カ所ほどありました。実際にはもっとあるわけですが、コースを歩いた段階で非常に見苦しい、危険というのがその数ありましたので、これについては費用、人夫賃とかがかか

るわけですが、できるものであれば寄せたいのはやまやまではありませんけれども、一応薫蒸が終わった段階で山ののり面に危なくないように、山ののり面に平面に置きますと木材が転がり落ちてきますので、山の傾斜に縦に置くような形で、最低危険なことにはならないように対応していきたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

16番。

16番（平賀真）

町の新たな総合計画、最初に申しましたように「自然環境の保全」「景観・環境美化」というのは大きなスローガンとなっておりますので、確かに経費はかかることではしょうけれども、それを特化して、ことしはここのところをきちんとやるというふうな形でやると、事業は進みやすいと思います。満遍なく、先ほど町長がおっしゃったようなところ全部網羅してやるというのは、それは困難なものがあると思いますが、ことしはもし羽根川をやるんだったら羽根川のところ、房住山をやるんだったら房住山と特化して、重点的な施策でやると、言ってみれば先ほどの介護と同じく結果が見えてくるというふうな形で、毎年少しずつ少しずつやってもやはりなかなか結果としてあらわれてこないと思います。

そして、景勝地の診断といいたまいますか、せっかくこれだけの宝物があるので、これは四季を通じて見てもらえれば一番いいんですけれども、プロの方々というのは植栽を見るとどういった形でとイメージが湧いてくるかと思ひますので、全国的に著名な庭園をつくる方とか、大きな公園をイメージしてつくっている方々、先日桜並木とかNHKで取り上げられている方がいらっしゃいましたけれども、そういった方に1週間ぐらいでも滞在してもらって、見てもらって、ヒントをいただくというのが、やはり農林課の職員といえども庭師的な知識は少ないかと思ひますので、やはり診断を仰ぐというのも一つかと思ひます。すると当然植栽、四季の花、せっかく石倉山で言うと春にはカタクリとかミズバショウとかがあるんですが、残念ながらほかから来たお客さんは、近いので温泉に入りながら連れていくんですけれども、案内板もないので、どこかなというふうなところもありますし、ああいったものも若干手を加えていくとすばらしいものに、自生しているものですのでやはり手を加えていくための診断というものも、そして四季を通じて春は花、秋は紅葉とか、冬もまたいろんなイメージが湧いてくるかと思ひますので、町長は全国的にいろんな景勝地を回っていると思ひますので、その辺のところを実際に行動に移せるものかをお伺いしたいと思ひます。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

ただいま平賀議員から大変貴重なご意見を賜りました。実はことし、町の第2次総合計画を立てる際に、町民の方々からアンケートをとってありまし

て、その中の自由記載という欄に結構いろんなことが書かれておりました。その中に、松くい虫の後に木は植えないのかというような、実は県のほうでハイブリッド松というのがもう二、三年後に出てくるらしいんですけれども、それを待って町のほうでは植栽しようかなというふうには思っているんですけれども、それを待たなくても例えば広葉樹を植えたらいかがいかならぬご意見がございました。そういう意味で、自然景観というのは悪くなると人の気持ちも暗くなると思いますか、いろんな影響があるだろうというふうに思っています。今、農地・水のほうでやっている草刈り等も、多分そういうこともありまして、多面的機能だけじゃなくて景観保持ということが住む人の気持ちに与える影響というのも多分効果的なものだと思います。

議員のほうからのご指摘を賜りましたが、全国的な方々にといいは今まで想定はしていませんでしたけれども、そういう方々のご意見も賜りながら、本町を一回見ていただいて、手直しすべきところは手直ししていきたいなど。大変貴重なご意見がございました。まず我々できない発想からではなくて、できることからやっていきたいというふうに思っていますので、ひとつ集中投資という考え方のお話もございましたので、ぜひともそういう方向で考えていきたいというふうに思います。

議長（金子芳継）

16番。

16番（平賀真）

ぜひ町の総合計画がきちんと生きるものになるように、努力していただければと思います。

参考までに、せっかく三十六景というのがあるので、看板を立てるとかして、そこから写真愛好家の方々がまた訪れて、写真を撮ってみたいとか、たまたま見たんですが秋田市のほうでセラピースケジュール、何かこういったイベントがありまして、白神山地とか十二湖とかいろいろある中で、石倉山と琴丘の古道に、能代と秋田のほうからそういった一行団体の方々が送迎つきで来て、昼を食べてという、そういうイベントの案内も、言ってみればこちらで宣伝しなくても選んで、秋田のほうから来てくれるような、これは秋田白神コミュニケーションセンターというところが主催のようですけれども、そういった形で既に県でも取り上げてくれる団体がありますので、せっかくですのでそういった方々を迎える意味でも、先ほど農林課長のほうから松くい虫の伐倒の後の危険、景観を損ねるといふ事例も把握されているようですので、そこは当然経費もかかることですので、ひとつ町長の英断を仰ぎながら、頑張っていただければと思います。

以上で終わります。

議長（金子芳継）

以上で16番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、1番、大澤和雄議員。1番。

1番（大澤和雄）

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、食育、地産地消の推進についてであります。

食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであります。三種町でも、食を通じて農業や地域の特徴を理解し、食を大切にする気持ちを高めることで、地域への愛着が深まり、一人一人の健康増進や農業振興など、地域全体の活力となるとして、「三種町食育・地産地消推進計画」を策定しております。平成23年度を現状として、24年度から5年後の28年度を目標値として定めておりますけれども、その計画の達成度はどのようになっているのか伺いたいと思います。

また、今後、「心と身体健康づくりの推進」「特産品と地産地消の推進」、さらに「農業を中心とした産業振興と人づくり」という3つの「元気」を掲げておりますけれども、これらをどう推進・発展させていくのか伺いたいと思います。特に地域ぐるみの取り組みの推進、また子供たちの健全な成長に役立つ食育計画として、より充実させることや、学校給食等における地場農産物利用拡大のための生産・供給体制の構築等、さまざまな課題に取り組んでいかなければならないと思いますけれども、三種町でのさらなる食育、地産地消の推進が必要であり、大切なことであると認識しております。これらへの対応、取り組みについてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

次の2点目でありますけれども、道徳教育の教科化についてであります。

小学校では来年度、中学校では2019年度から道徳教育の教科化が始まることになっております。これを受け、県教育委員会が5月25日に全県教育委員長・教育長会議を開催しております。そこでは、教員の負担増を懸念する声や、地域に開かれた教育の重要性を指摘する意見が聞かれたと報道されております。

道徳教育については、1958年の指導要領改訂で教科外活動の一つとして特設の道徳の時間ができたとされております。このたび新しく始まる「特別の教科・道徳」は、戦後における第二の大きな変化であり、国による教育統制や価値観統制が強まるのではと懸念する声も出ております。

道徳が「特別の教科」となり、教科書と評価が導入されることになっておりますが、教育現場に与える負担や影響はどうか、これらの対応についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）

1番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、私のほうから大澤議員の最初のご質問にお答えしまして、道徳



教育の教科化につきましては教育長のほうから答弁させていただきます。

初めに、食育計画の達成度についてでございますけれども、「食育・地産地消推進計画」の達成度を客観的に判断するために、国の食育計画の数値目標をもとに、平成24年の町の第1次計画の策定時に数値目標を設定してございました。また、平成29年3月に第2次計画を策定するに当たりまして、町民900名及び町内の小学校5・6年生と中学生全学年の計557名を対象にアンケート調査を行い、集計し、現状の数値を算出し、比較いたしました。

その結果、13項目のうち、目標を達成した項目は残念ながら1項目もありませんで、前回の数値を上回ったものも3項目にとどまりました。

この要因といたしましては、食育への認知度を上げる情報発信や活動などが少なかったこともあると思われまじけれども、近年、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進んでいることが大きな要因であるというふうに思われます。

次に、学校給食における地場産の食物の使用状況等について報告申し上げます。

直近の平成28年度の実績を見ますと、全野菜21品目の使用率は38.9%、肉類5品目は37.9%、魚類3品目は13.3%となっており、大豆製品4品目の93.0%、そしてまた果物5品目と穀類、乳類3品目の100%に比べて、著しく使用率が低くなっております。

地場産の食材が少ない理由としましては、学校給食の食数、これは児童生徒数でございますけれども、食数が約1,139食と多く、多量の供給が必要なこと、そしてまた天候不良等により野菜類の収穫量が安定していないことなどが挙げられますが、給食センターとしましては町産品の野菜の供給があれば幾らでも使いたいという考え方でございまして、食材の種類もふやしたいというふうに考えておるようでございます。

町としましては、今後食育を推進していく上で地産地消の推進による地域振興や、健康な体づくりに必要な食習慣や運動習慣などについて、農産物生産者や教育機関、家庭や地域と情報を共有しながら、連携・協力し、食育に関する積極的な情報発信と普及啓発に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

そうすれば、私のほうから大澤議員のご質問、道徳の教科化についてお答えします。

現在、小中学校では年35時間、週1時間の道徳の時間があり、子供たちはそこで道徳を学んでおります。それが、小学校では来年度、中学校では2019年度から「特別の教科」として教えられることとなります。道徳の時間が「特別の教科」となると、現在と異なり、文部科学省の検定を受けた教

科書と、評価が導入されます。

道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、大事なものは身近な出来事を通してよりよい人間関係をどうしたらつくれるか、また礼儀やマナー、いじめの問題や生命の尊重、平和や人権などを考えることでありまして、今までと大きく変わることはありません。時間数も35時間、週1時間です。これも現状と同じであります。

指導方法や内容、それから時間数を示している次の学習指導要領で求められているのは、「考え、議論する道徳」であります。このことについて、町内の小中学校から聞き取りをいたしました。そうしましたら、町内の小学校では毎週きちんと道徳の授業をやられておりますし、指導方法についても指導主事を招いて研究授業を通じて学ぶなど、教科書導入や教材開発についてもそれほど大きな影響があるとは思わないと、そういう学校が多かったです。

また、負担が生ずるとすれば、評価に関してだと。通知表や指導要録への文章での記述、国語や算数などの教科は5、4、3、2、1で評価しますが、今度この道徳の評価は文章で評価します。これがちょっと負担になるのかなど。それから、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握していくことが求められています。こういうことを学校現場では心配している。

また、道徳観の押しつけや偏った指導がなされていくのではないかと心配する向きもありますけれども、このことの対応については評価を効果的に実施するために教員の研修がやっぱり大事だと思います。学校全体として、組織的な取り組みの推進や評価方法等に関する情報の充実が必要であり、評価に関する参考資料や研修の充実などの支援に、教育委員会としては努めてまいります。

道徳性は、学校教育だけでは育めません。やっぱり家庭や地域と連携して育むものであると思います。日常生活に根差す道徳教育、これを町としては推進してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

1番、大澤和雄議員の再質問を許します。1番。

1番（大澤和雄）

まず、1番目の問題から再質問させていただきたいと思っております。

これは町の24年度の広報、「三種町食育・地産地消推進計画を策定しました」と、町長も壇上でおっしゃったようにアンケート、23年度を現状として目標が28年度というふうに出ております。項目を見ると、食育というものに関心を持っている割合はどうかとか、その言葉の意味を知っている割合とか、非常に細かく、わかりやすいアンケート調査を実施しておられるなということで、非常に私は感心したんですよね。確かに食育という言葉はなかなか耳なれないというか、そういう中でそういう割合もきちんと調査して

いるということで、非常にこれは頑張ったアンケート調査ではないかなと思っております。

そういう中で、残念ながら目標値をなかなか達成できないということだったんですけれども、特に23年度現状の中で非常に数値の低いもの、これは私かなり改善されているのかなと思ったんですけれども、メタボの予防や改善のための適切な食事・運動等を継続的に実施している割合、これが19.2%と非常に低いんですけれども、ただ我が町、直接かかわりはないかもしれませんがクアオルト等などによって非常に運動すること等を加えると、かなり数値は上がってきているのではないかなと。目標値は30%になっているんですけれども、実際この数値はどの程度になっているのか。非常に低い数字だったので、これが28年度ではどの程度の伸びがあるのか、教えていただきたいんですけれども。

議長（金子芳継）  
農林課長。

農林課長（眞川信一）  
お答えします。  
17.9%です。

議長（金子芳継）  
1番。

1番（大澤和雄）  
そうすると、下がったということ。（「はい」の声あり）

それから、23年度のアンケートのときも非常に数値が低かったのが、県の策定のときにも、食品を買い過ぎない、つくり過ぎないなど食べ残しを減らす努力を必ずしている割合というのが、23年度の調査では21.4%、これも非常に低いんですけれども、これも確かに町長もおっしゃるとおり食生活の多様化といいますか、毎日買い物をするわけにはいかない、どうしても多く買ってしまふ、それによって逆に賞味期限が切れて捨ててしまうというか、そういうもったいない状況というのはむしろ進んでいるのかなと思うんですけれども、この辺の割合はどうなのか、これも参考に教えていただければなと思いますけれども。

議長（金子芳継）  
農林課長。

農林課長（眞川信一）  
お答えします。

食品を買い過ぎない、それからつくり過ぎないなど食べ残しを減らす努力を必ずしている割合になりますけれども、20.3%です。

議長（金子芳継）  
1番。

1番（大澤和雄）  
20.3%。23年度の調査のときから見ると逆に下がったということで

すよね。21.4%から20.3%ということは。だから、もう少しいろんな意味で力を入れていかなければいけないのではないかなとつくづく思うんです。今、子供の貧困等いろんな問題もある中で、物があふれているというか、どうしても買い過ぎたり、食事をとることは大切だと思ながらも、食品の大切さというのはやっぱりますます希薄になりつつあるのではないかなと思いますので、かなり力を入れていかなければならない大切なことではないかなとすごく思うわけです。食育の推進について、具体的にもっと何か方法等を考えておられるのか。もっとそれぞれの項目を上げるための具体的な何か計画というのがあれば、29年度も会議を開いたということでありませぬけれども、具体的にありましたら教えていただきたいんですけれども。

議長（金子芳継）  
農林課長。

農林課長（眞川信一）  
お答えします。

個々の家庭であれば、まず町民の元気といいますか、家族の心と体の健康づくりの推進という意味合いで向かっていきたいと。農産物の元気、これは特産品と地産地消の推進のことを言っていますけれども、この元気とあわせて最後に町の元気、産業振興と人づくりを高める取り組みをと。まず大きいテーマは上げているわけですが、しからば実際どの程度具体的にやるかという問題になりますと、これは非常に難しい問題がございます。3食のうち、小中学生であれば学校給食で補えるわけですけれども、朝食、夕食をどうするかもまたかかわってきますので、一概に特効薬といいますか、こうすればいいというふうなアイデアはなかなかございません。各家庭の事情に合った中での裁量といいますか、食事といいますか、そういうふうなことを検討してもらおうことが一番優先ではないかというふうに考えております。

議長（金子芳継）  
1番。

1番（大澤和雄）  
わかりました。

このアンケート調査の中で、これはいいことだと思うのは、朝食をほとんど毎日食べる割合というのが非常に高い。23年度で88.3%、これは児童生徒の健康のためにも非常にいい結果だと思っておりますので、非常に対応というのは難しいとは思いますが、努力していただきたいと思っております。

学校給食等もそうですけれども、地産地消という意味では全国でいろんな補助事業というのやっておられるようで、お金のかかることですし、三種町で何ができるかという全国多種多様で、なかなかこれだというものも私も見当たらなかったんですけれども、一部に地場産の供給拡大事業、学校給食等への流通推進のためのコンテナ、箱、袋の購入費用の助成、あるいは生産者と消費者の交流事業、あるいは普及宣伝活動、あるいは特産品の加工等

の開発事業、わずかですけれどもそういう補助事業等もやっておられるようで、ぜひとも他の先進事例といいますか、そういうものを参考にしながら補助事業というものも考えていただけたらなと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えておられるのか。そういうことができるのであれば、ぜひともやっていただきたいなと思うんですけれども。

議長（金子芳継）  
町長。

町長（三浦正隆）

食育に関する補助事業ということではありませんけれども、一般論としまして、例えば全国で一番の長寿県というのが男女とも長野県であります。長野県は日本一の長寿県でありますけれども、その背景には長野には補導員という制度がありまして、減塩運動とかそういうのを一般の民間の方々も補導員となって、塩分を控えるような食事をするというような指導をしているのでございます。それと同時に、長野県は全国的な野菜の供給地でありまして、レタス、キャベツ等々、高冷地の野菜の供給地であります。ですから、野菜をたくさん摂取されるだろうというようなことで、秋田県はがんから脳疾患からいろんな意味でワースト、三大疾病の県でありますけれども、塩分の高い食事だとか、それから野菜をとる率が少ないだとか、そういうことでありますので、根本的には野菜をたくさんとるような食生活の改善というのは必要だろうというふうに思っています。幸い本町には農産物の直売所がございまして、そういうのを通して廉価で良質な野菜が町民の方々に供給される可能性が高いわけでありまして、そういういろいろな、ちょっとこれは農政とも絡みますけれども、複合経営とも絡みながら、野菜をたくさん生産してもらおうような政策を打っていきたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）  
1番。

1番（大澤和雄）  
わかりました。

今町長おっしゃるとおり複合経営ということ、非常にそれが野菜生産、そしてまた学校給食へある程度の量も確保するという点では一番大切なことだと思うんですね。そういう中で、規模拡大によってむしろ多品目でなくて少品目になって、どうしてもそれが実際とはギャップができていくという現状もあって、非常に対応は難しいかとは思いますが。ただ、全体として地場産の利用率は三種町はそんなに低いかというと、町長は各品目ごとに三十何％と言いますが、全体としては55％ぐらいだったと思うので、そんなに低い数字ではない。頑張っておられるんだと思いますので、引き続き食育という面から、地場農産物の利用という面からも、三種町全体で子供から高齢者まで健康でいられるような、クアオルトとかそういう事業もやっておりますけれども、それと食育というものをタイアップしていくことによって、町民がより健康でいられる、そういうまちづくりをより進めやすいのではな

いかなと思いますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

次の道徳教育の教科化についてでありますけれども、教育長が詳しく答弁されたとおりで、再質問はほとんど、私は素人ですので、そのとおりでなと思いました。

基本的には変わらないということなので、では保護者の側からしてどう変わるのか変わらないのか、今までどおりでいいのか、その辺は心配というわけでもないんですけれども、保護者はどう向き合ったらいいのか、その辺を教えていただければなと思うんですけれども。

議長（金子芳継）  
教育長。

教育長（鎌田義人）  
お答えします。

今回教科化になった理由なんですけれども、大津のいじめ問題があった末に中学生が自殺した、あの問題から端を発して、そしてこれまでの道徳の授業というのは昭和33年から始まって週1時間、35時間でやってきて、恐らく議員の皆さん方も学校で授業を受けたと思いますけれども、教科書はない、それから評価はしなくてもよいということで、学校の中では非常に軽く見られていたんですね。そして、行事とかそういう時間に使われてしまって、35時間もやらない、何時間もやらない学校もあるんですよ。この辺の学校はほとんど週1時間、35時間クリアしてやっています。それをやられない学校があるので、それを教科にすれば、あるいは評価も加えれば、しっかりやるんじゃないかと、そういうことで今回のこれが発したわけで、それからいじめの問題もあるし、今回の教科化になった理由を学校としても保護者に話をしていくように、来年からですけれども、もう町内の学校は先行で今年度からやっています。だから、この後も保護者に今のような経緯とかを話をしていきたいなと、そういうふうに思っております。

議長（金子芳継）  
1番。

1番（大澤和雄）  
わかりました。

今回「特別の教科」としての道徳実施に向けたスケジュール、あるいは基本的な考え方の中に、いじめの問題等々もあったということで、そういう理由も掲げておられます。いずれ児童生徒の環境というものも非常に複雑といいますか難しい、我々の時代以上にさまざまな情報等が多々入ってきたりして、児童生徒の置かれている立場というのは本当に大変だと思いますので、ぜひとも実りあるものにしていただければなと思います。

そういう中で、今教育長もおっしゃったように、今までとは違って評価をする、ただこの道徳は一般の教科と違って免許もないし、大学においても専門家は育っていないという、指導内容や指導方法は体系化されていくと思うんですけれども、担任の教員によって内容が左右されてくる部分が出てくる

のではないかと、そういう懸念もあるわけです。もちろんそのために教育長がおっしゃるとおりきめ細かな研修等を積んでいかなければならないということだったんですけれども、そういう心配もあります。基本的には道徳というのは学問的には倫理学といいますか、そういう部類に入る専門的な学問なのではないかなと思うんですけれども、しかも国からどういう教科書が来るのかによっても、どうしてもそれによった指導をしなければならないということにもつながってくると思いますし、その辺はそんなに心配することはないのかどうか伺いたいですけれども。

議長（金子芳継）  
教育長。

教育長（鎌田義人）

今、大澤議員が言われるとおり、どういう教科書が来るか、検定教科書を今一生懸命協議して、8月までに採択しなければならないわけですが、先ほども話しましたように価値観の押しつけや偏った指導にならないように研修は積んでいきますし、それこそ道徳の免許を持っている先生はいないわけですね。だからきっと「特別の教科」になったと思うんですけれども、いずれそのあたりは十分注意しながらやっていきたいし、こういう言葉があるんですよ。「教科書を教えるのではなくて、教科書で教える」と。「を」と「で」の違いなんだけれども、そのまま教えるのではなくて、いろんな情報を持ちながら教える。さらに、教科書だけじゃなくて、新聞とか身近な出来事、それからスポーツ選手あるいは文化的な方々のものを取り上げて教材にすると、こういうこともあるので、何も教科書が全てではないと私は思っているんです。いろんな情報を得ながら指導していくように、現場のほうにも話をして、今も言っているし、これからも言っていきたいと、そういうふうに思っております。

議長（金子芳継）  
1番。

1番（大澤和雄）

教育長のおっしゃるとおりだと思いますし、私も聞いて本当に安心しました。

最終的には、道徳というのは人格の形成、人間形成というのが基本だと思いますので、それも学校だけではない地域、社会、家庭、みんなで一体となって子供を支えていく、倫理観を育てていくということが一番大切だと思いますので、教育長のおっしゃるとおりこれからもそういうスタンスで頑張っていたきたいと思います。

以上、終わります。

議長（金子芳継）

1番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、15番、伊藤千作議員。15番。

15番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

第1として、国保税の大幅引き上げについてであります。

国保制度は退職者あるいは無職者、低所得者の加入が多く、事業主の負担を予定しない制度であり、もともと加入者が支払う保険料だけでは成り立たないものとして制度がつくられております。そこで、国の責任として国保に対する国庫、国の負担が行われているのであります。

ところが、1984年以降、国の負担がどんどん削減されてきました。2005年あるいは2006年度にも、三位一体改革と称して国負担が減らされ、かつては国保財政全体の半分を占めていた国の負担が、2008年度には24.1%前後まで切り下げられております。世帯当たりの保険料負担は年々上がり続け、政府の調査でも平均で所得の8.94%にもなっております。同じく低所得者ほど負担率が高く、所得150万円未満の世帯では保険料負担が所得の1割を超えております。

国民健康保険法は、その第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営の確保をもって、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めております。みずから社会保障と明記し、国民の命と健康を守るための制度が多数の死亡者を生み出しております。高過ぎる保険料、取り上げられる保険証、そして手おくれ死亡事件の発生、これらは国民全てが安心して医療を受けられるようにしようという国保の目的に逆行するものであります。

国民健康保険は、社会保障制度であります。しかし、中には国保制度は相互扶助、助け合い制度だとか相互共済だと主張し、最近は応益制度だという主張もあります。国保は、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする制度であります。いま一度法の趣旨を私たちが正しく知った上で、自治体の国保担当者も法の精神を正しく理解してもらうことが必要であります。

今回の国保税1人当たり年間1万5,362円の大幅引き上げ案について、町民から「今でさえ高過ぎて払うのが容易でないのに、値上げとは冗談じゃない。あなたたち議員は町民の代表なのだから、町民が困ることは食いとめてほしい」との声が寄せられております。農業を営む40代の方々からは、「農業所得は思ったよりふえず、機械のローンで大変な中、子供が中学生と高校生になっており、金がかかっている。大学に行きたいと言っているが、とてもじゃないがやれない。ぎりぎりの生活なので、国保税値上げは死活問題だ」との声がありました。ほかにも同じような声が上がっております。町長はこのような町民の切実な声をどう受けとめておりますか。これまでもそうですが、とりわけ今度の値上げ案は担税力を超えていると私は思っております。町長はどういう見解をお持ちでしょうか。

今回の国保会計の中でのやりくりだけでは、値上げは避けられません。回避するためには、一般会計からの法定外繰り入れ以外にありません。町民の厳しい暮らしに思いをはせ、繰り入れをもっと行い、値上げを回避すべきで

はありませんか。町長の英断を求めます。

次に、新屋敷、寺後地内の大雨被害による床下浸水、冠水被害を解消するための対策についてであります。

大雨が降るごとに周辺の数件が水浸しになる被害が発生しております。被害住民にとっては、労力、経済的負担、心の負担等、やるせない思いだと思います。水路の幅を広げるなどの対策が必要なのではないのでしょうか。住民の不安を解消するために、町としては現状を捉え、被害解消に向けた対策を早急にとるべきだと思います。その対策・対応をどうするつもりでしょうか。

以上で壇上での質問といたします。

議長（金子芳継）

15番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町議長（三浦正隆）

15番、伊藤千作議員のご質問にお答えします。

初めに、議会全員協議会でこれまでの経緯をご説明したように、平成25年度に税率を2%引き下げ、以降、昨年度まで繰越金を活用しながら税負担の軽減を図ってきたことについては、ぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

しかしながら、平成28年度の国保財政は、基金の取り崩しや決算補填特別対策分として一般会計からの追加支援をいただきながらも、結果として単年度収支で1億500万円余りの赤字となる見込みでございます。今年度においても、年々ふえ続ける医療費などを推計しながら、税率を据え置いた場合には財源不足になると試算されるなど、大変厳しい財政運営になるとの結論に至り、保険税率の改正が必要と判断しましたので、何とぞご理解をお願いいたします。

1点目について申し上げます。

今年度の国保会計には、当初予算で税負担軽減分として1,000万円と、今年度の税率改正に伴う税負担軽減分として2,000万円を追加支援することとなります。これまで平成24年度からの繰越金や一般会計からの支援金を活用して、税率を据え置き、町としては可能な限り税負担の軽減に努めてまいりました。しかしながら、医療費等の支出が伸びているにもかかわらず、一般会計からの支援を恒久的に行って税負担を抑制するということは、好ましいことではございません。また、一般会計からの支援を行うということは、国保以外の方々の税金を国保加入者のために投入することになります。このようなことから、みずからが負担すべきものは相応の負担をする応益者負担の原則に立つべきものと考えます。

なお、税負担軽減分の繰り入れ以外にも、特定健康診査分や福祉医療費波及増分などの法定外繰り入れをこれまで行っております。これら繰入金については、本来は国保税で賄わなければならないものでございますけれども、

税負担軽減分以外の繰り入れは今後行う予定でございます。

厳しい財政運営になりますので、保険税の引き上げについてはご理解をお願いいたします。

2点目について申し上げます。

前段でもお答えしたように、平成24年度からの繰越金を活用して4年間税率を据え置くなど、税負担の軽減を図ってきましたが、被保険者数の減少傾向に反比例し、1人当たりの医療費は右肩上がりとなっていることや、来年度から国保の都道府県化がスタートすることに伴い、税負担の増が予想されることから、これまで抑制してきた税率を本来の姿にできるだけ早く戻す必要があると判断されたことによるものでございます。

3点目について申し上げます。

本年度の国保財政を試算するに当たり、医療費が伸び続けていることなど総合的な判断を行っております。本年度の税率改正に伴い、急激な負担増の回避のため、税率の引き上げは本来必要な標準的税率の2分の1相当にとどめ置いた改正内容であり、6月補正で2,000万円を追加支援し、税負担の緩和措置を講じております。

4点目について申し上げます。

制度改正により、平成30年度から国保の都道府県化がスタートします。都道府県化に移行されると、医療費等を支払う財源を市町村が県に国保事業納付金として納めることとなります。県では、平成29年度に国保事業納付金を納めるとした場合の試算で、1人当たりの国保税が12万9,865円、前年度との比較で20%増という結果になりました。

今回の改正税率案は、議会全員協議会でご説明しましたとおり、本来必要な標準的税率の2分の1相当にとどめることにより、急激な負担増に配慮したものでございまして、これで試算しますと1人当たりの保険税は10万6,572円と、県の試算値より2万3,293円低くなっております。

また、今定例会に基金支援をお願いしている1億円につきましては、見込み以上に医療費が伸びた場合の支払いに充てるほか、来年度以降に税率改正が必要になった場合の税負担緩和への配慮もありますが、原則として今年度は基金からの繰り入れは行わない予定でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

伊藤議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

初めに、新屋敷の当該水路周辺では、平成25年9月の台風18号災害、そしてまた昨年10月の豪雨により、下流の4軒に床下浸水被害が発生しております。当該水路の拡幅を実施するとすれば、下流側水路の拡幅が不可欠となりますが、用地や支障物件の問題から困難であると考えます。

次に、当該水路の現況についてお答えします。

当該水路は、農業用排水路から分水される未整備の水路で、琴丘土地改良区が管理する約10ヘクタールの農地を排水受益としております。また、幹線排水路は一部整備済みで、別系統に流れております。しかしながら、大雨

時には幹線排水路から当該水路に少なからず排水が流入し、下流側で浸水被害が発生しております。したがって、排水系統を再検討し、幹線排水路の断面等を見直しすることで、当該水路に必要以上の排水が流入しないよう、対策を講じたいと考えております。

また、当該水路についても、排水系統の再検討の結果、必要であれば下流側の断面を考慮し、必要最小限度の改良工事を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

15番、伊藤千作議員の再質問を許します。15番。

15番（伊藤千作）

最初に国保ですけれども、国保会計がかなり苦しくなってきたということが値上げの大きな原因ですけれども、1つは加入者の多くが占める農家や自営業者の所得が減ったことや、無職の人がふえて、国保税収が落ち込んできていることだろうと思います。2つ目としては、さっき壇上で言いましたように、かつて50%あった国の負担割合が今は二十三、四%までに減らされてきていると。3つ目としては、医療費、薬価が高騰して、会計から持ち出しがふえていることから、会計そのものが厳しくなっているというのが大きな原因だろうというふうに思います。

町長もるる説明したように、この間、担当職員方の奮闘等があつて、繰越金とか一般会計から繰り入れ等を行って、値上げを抑えてきた。この努力は、私は非常に多としたい。強調したいのは、この間、秋田県内でも全県一繰入金が多い市町村で三種町は有名であつたんですよ。ですから、こういう点は大いに評価しております、私は。

けれども、もはや国保会計内だけではもうやりくりというか予算は組めないという状況になってきているのは確かなことだと思います。今回の値上げ額全体を見ますと、行政報告ではこのまま税率を変えないでいくと5,500万円の財源不足が生ずると、こういうふうに言っておりました。この5,500万円の財源不足をそのままにしておくと、補正予算で4,300万円の計上になっておりましたから、大体4,300万円ぐらい国保会計に一般会計から補填すれば値上げ案は回避できるというふうなことになります。もうどう見ても国保会計内ではやれないわけですから、やれないとなれば値上げするしかないというふうなことになってしまいます。それを回避するためには、やはり一般会計から補填するというふうなことが、対策としてはこれしかないんです。ですから、ここにやっぱり目を向けて、予算をつぎ込んでいくというふうなことが必要です。ですから、これが値上げされることによって、地域の人たちも経済的に大変だし、売り上げ自体もこの分、四千何百万円と負担がふえるわけだから、当然使わないということにつながっていくので、地域経済にも大きな負担になっていくというふうなことです。今やるべきことは、負担解消に向けて一般会計からその分繰り出すということ

を、やっぱり町長の決断、これしかないんです。町長が決断すれば、これは解決するんです。ですから、町長が「よし、わかった」というふうなことで決断すれば、この値上げ案は回避することができますので、ぜひ町長、決断してみてください。どうでしょうか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

さきの全員協議会でもご説明しましたし、それからきょう壇上でもお話ししましたけれども、町のほうでもこれまで平成24年度から懸命にやってきましたわけでございます。医療費は想定をはるかに超えて伸びておまして、これはレセプトの点数が高くなったということがありまして、7対1体制というんですか、ちょっと私そういう言葉を聞いたことがありますけれども、お一人の患者さんに対する看護の体制が非常に手厚くなっているということなんでしょうね。特に大きな病院ですと看護師さんの確保に躍起になっておりますけれども、その背景にはそういう高いレセプトの点数が入ってくるというのがあるようでございます。そういう意味で、議員おっしゃるように「わかった」と言っただけでやりたいところなんです、なかなか今後の、そしてまた来年度からの都道府県化によって、本町の場合は既に新聞等でご指摘のように相当な値上げが想定されると、県のほうから請求されるというような形になりますと、従来のようなこともちょっと難しくなってくるのかなというふうに思っています。そういう意味で、ある程度の応益分担制といいますか、そういう形をとらざるを得ないのではないのかと思ひまして、今回の2分の1という経過措置も大変苦渋の選択でありまして、決して我々は好きこのんでやっているわけではございませんけれども、せめて激変緩和という形で、段階的なものという形で今回提案させていただきました。どうかそのことを議員におかれましてぜひともご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（金子芳継）

15番。

15番（伊藤千作）

説明の中で、今回基金の確保が重要として法定外繰り入れ、1億円を基金に積み立てるというふうな説明でありましたよね。それは都道府県化等に対応する云々、あるいはこの次の値上げしなければならぬときに活用する云々というような説明でありました。ですから、先々負担増になる予定で積み立てるというふうなことなんですけれども、そうではなくて、今々この値上げ案、町民にとって大変な負担になるわけですから、この部分を、やっぱり1億円と言わずに、基金には半分積み立てて、半分の5,000万円を負担軽減というか値上げしないようにその分を充てるというふうなことも可能なわけですよ。これは財源がないのかというふうなことになる、仮にこれを充ててもいいし、今財政調整基金は34億円ありますよね、ですからそこか

ら5,000万円を取り崩して充てるということも考えれば、ないわけではないんですよ。だから、お金はないのではなくて、町長がこれをやろうというふうなことをしないということは、町長には町民に対する思いやりがないんだというふうになるんじゃないですか。お金があるのにやらないというふうなことになると、そういうことがまず言えるのではないかと。ですから、本当にこれは大幅な値上げなんですよ。1万5,000円云々ということは。各階層もかなりの負担増になりますから、やっぱりそこをどう解消するかということ、町民の暮らしを守る町長としては、そこはやっぱりね。なぜかという、憲法25条と地方自治法第1条は、住民の福祉と暮らしを守ることが市町村の最大の仕事だと、こう定めているんですよ。ですから、そういう観点からいくと、やっぱりお金があるわけですから、それをつぎ込んで負担軽減をするというふうなことを町長はきちんとやっていただければなというふうに思います。町長、もう一度決断してください。どうですか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

先ほどから何回も申し上げていますが、本当に議員の言うとおりの二つ返事でお答えできればよろしいんですけども、実は財政調整基金も30億円を割りまして、だんだん合併一本算定が来まして、年間4億円ぐらいつつ下がってきています。実は本町にも国保以外にお金がかかる事業がたくさんありまして、昨年からはじめました防災行政無線は5億2,000万円かかっていますけれども、今後3年間で戸別受信機等を設置しますと、やはり5億円ぐらいかかるというふうに言われています。それから、今回の案件にも提出していますが、温泉の送湯管の入れかえ工事、それからいろんな諸施設ありますが、これも大体6億円ぐらいかかる予定で、これは補助金はゼロでございます。全部町の単独予算でやらなければいけないということでもあります。防災無線につきましては、有利な財源で町が3割負担すればいいというものもありますけれども、温泉の配湯管の入れかえというのは全額町単独負担であります。それと、山本公民館と山本総合支所の建設計画が来年度から本格的に始まりまして、32年3月で完成させるということでもありますけれども、これも7億二、三千万円という予定でございます。そうすると、確かに30億円ぐらいはあるかと思いますが、これもあつという間に多分10億円台まで下がるだろうというふうに想定されますので、何とか議員におかれましては苦しい胸の内をご理解いただきまして、決して私は思いやりのない人間ではございませんで、思いやりは人並みにはあるというふうに思っておりますので、ぜひともご理解いただきまして、何とかご協力を賜りたいというふうに思っております。

議長（金子芳継）

15番。

15番（伊藤千作）

思いやりの気持ちが何ぼあっても、行動とかに実際に移さないとそれは人に伝わらないんですよ。本当は町長、わかりますよ、今後基金は今るおっしゃったようなところにつぎ込まなければならないということはわかります。けれども、全体としてやっぱりそういうまだ予算が残っている中で、十分それに活用できる部分があるのだから、町民の暮らしを守るという方向で考えれば、それも一概にだめだというふうなことではないと思います。町長は前に、基金をどんどん積み立てて、貯金通帳を見てにやりと笑っているような、そういうことにしないんだというふうな、必要ならば云々ということを書いていましたよね。今必要なんじゃないですか。国保につぎ込むと。

もう一つ、町長答弁の中で、国保の人にそういう一般財源をつぎ込むのは不公平みたいな意味の答弁がありました。そういうことを言えば、じゃあ農業予算はどうなりますか。子育て予算はどうなりますか。そういうふうなことになると、予算がつけられないということになってしまいますからね。国保はそこにいる幹部の方々も退職したりすれば入るし、一般の人も年がたって会社をやめれば国保にみんな入っていくわけですから、そういう面ではやっぱり町民の財源をつぎ込むということは何の不公平にもつながらないというふうに思っております。

幾らこんなに頑張っても、町長に進言しても、なかなかやりそうにありませんから、町長はうんという返事をしないわけで、議員の皆さんに訴えたいと思いますけれども、あしたこの値上げ案の議案がかかれますので、ぜひ町民の立場に立って、やっぱりきちんとその部分を考えて、値上げ案を否決するというふうなところまで行っていただければなと思っております。

それから、新屋敷の排水の件ですけども、今どういうふうなことを具体的に考えているんですか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

当該水路は、先ほど町長も言ったように災害があるたびに氾濫して、床下浸水までなるということで、大雨が来ればすぐ被害をこうむる場所となっております。

基本的な考え方ですけども、水路系統が2カ所ございます。今現在は1カ所になっているわけですけども、1カ所のものを2カ所検討する値のある水路と申しますか、町道を渡って横断暗渠があるわけですけども、その要するに暗渠の大きさといえますか、田んぼのほうの基幹水路は深さ50の幅40になっています。これよりも小さければ当然あふれてしまいますので、504以上のものをやらなければいけないと。現在2カ所候補があるわけですけども、水路から真つすぐといえますか、やや西側に向かったところが1点、それから新屋敷の集会所のほうにぐるっと回ったところ、この2カ所がありますので、ここの延長が180メートルございます。先ほど言っ

た今現在通っているところの道路が120メートルございます。若干の用地買収等がかかる可能性もありますけれども、農林課としては9月までには予算化して、それまでに測量等をしっかりしまして、調べましてから発注を急ぎたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（金子芳継）

15番。

15番（伊藤千作）

そうすれば、その改良工事をやっていくと、今までの大雨被害のときの床下浸水とかそういうのは解消されるということにつながっていくんですか。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（眞川信一）

お答えします。

今議員おっしゃるとおりでして、まず流末処理がうまくいけば、下流の水がすぐ流れれば水が滞ることはございませんので、改良できると思います。

（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

以上で15番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結します。

これをもって本日の会議を閉じます。散会いたします。

-----  
午前11時55分 散会